

京田辺市職員の給与・定員管理等について（平成26年度公表）

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

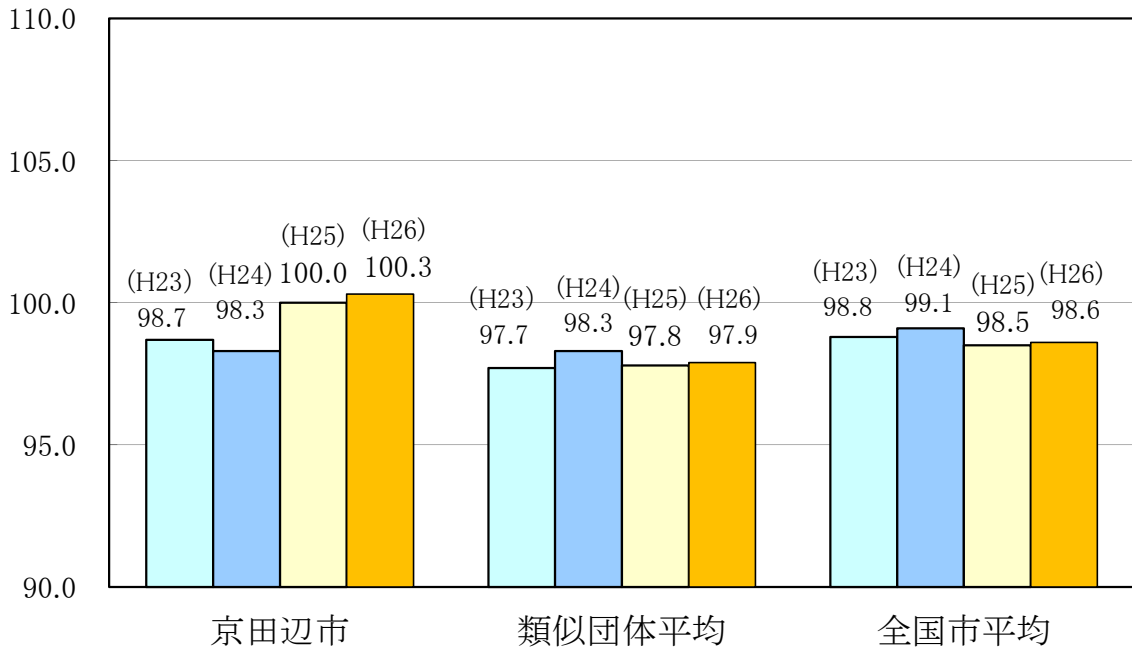
区分	住民基本台帳人口 (平成26年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 平成24年度 人件費率
平成 25年度	人 65,825	千円 22,666,429	千円 464,973	千円 4,773,708	% 21.1	% 22.3

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
平成 25年度	人 527	千円 1,840,939	千円 641,122	千円 736,828	千円 3,218,889	千円 6,108	千円 5,815

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、平成26年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

※ 平成26年4月1日のラスパイレース指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

職員の年齢構成の変動によるもの

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）平成27年4月1日
 （内容）一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2.1%引下げ。激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。
 他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合）【記入例】平成27年度の国基準8%に対し、京田辺市においても8%を支給。
 （実施時期）【記入例】平成27年4月1日より実施。平成28年度以降の改定は未定

（参考）

	平成26年度の支給割合	見直し後の支給割合 (H30.4.1)	平成27年度の支給割合
国基準による支給割合	6%	12%	8%
京田辺市の支給割合	6%	未定	8%

③その他見直し内容

単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。（平成27年4月1日実施）

(5) 特記事項

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成26年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢 (歳)	平均給料月額 (円)	平均給与月額 (円)	平均給与月額 (国比較ベース)(円)
京田辺市	42.0	324,600	442,264	371,208
京都府	44.3	335,952	428,204	385,291
国	43.5	335,000	—	408,472
類似団体	42.6	322,632	389,653	357,265

②技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考 A/B
	平均年齢 (歳)	職員数 (人)	平均給料月額 (円)	平均給与月額 (A) (円)	平均給与月額 (国比較ベース) (円)	対応する民間 の類似職種	平均年齢 (歳)	平均給与月額 (B) (円)	
京田辺市	45.3	47	337,600	445,696	378,779	—	—	—	
うち清掃職員	44.5	34	333,000	454,485	375,147	廃棄物処理業 従業員	44.7	288,100	1.58
うち学校給食員	46.0	4	338,500	398,550	385,450	調理師	37.6	254,300	1.57
うち用務員	40.6	1	321,900	362,800	343,200	用務員	54.3	199,300	1.82
京都府	54.0	285	360,702	413,695	395,484	—	—	—	
国	50.1	3,119	287,992	—	326,611	—	—	—	
類似団体	49.7	34	316,350	352,255	336,838	—	—	—	

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C) (円)	民間(D) (円)	C/D
京田辺市	—	—	—
うち清掃職員	6,981,220	3,939,100	1.77
うち学校給食員	6,294,600	3,388,400	1.86
うち用務員	5,740,100	2,809,400	2.04

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成23～25年度の3か年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③教育職

区 分	平均年齢(歳)	平均給料月額(円)	平均給与月額(円)
京田辺市	36.8	281,700	325,183
京都府	41.8	353,272	408,048
類似団体	40.1	302,285	332,987

- (注)1 「平均給料月額」とは、25年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
 また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況 (平成26年4月1日現在)

区 分		京田辺市 (円)	京都府 (円)	国 (円)
一般行政職	大学卒	178,800	179,700	172,200
	高校卒	149,800	145,400	140,100
技能労務職	高校卒	149,800	—	—
	中学卒	135,600	—	—
教育職	大学卒	178,800	200,600	—
	高校卒	149,800	—	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (平成26年4月1日現在)

区 分		経験年数10年～14年	経験年数15年～19年	経験年数20年～24年	経験年数25年～29年
一般行政職	大学卒	278,900円	328,400円	365,900円	394,300円
	高校卒	—円	302,500円	342,300円	380,000円
技能労務職	高校卒	243,100円	290,600円	322,100円	355,600円
	中学卒	—円	267,600円	—円	333,300円
教育職	大学卒	278,900円	328,400円	365,900円	394,300円
	高校卒	—円	302,500円	342,300円	380,000円

- (注)一般行政職及び教育職の高校卒の経験年数10年～14年は、該当者なし。
 技能労務職の中学卒の経験年数10年～14年および20～24年は、該当者なし。

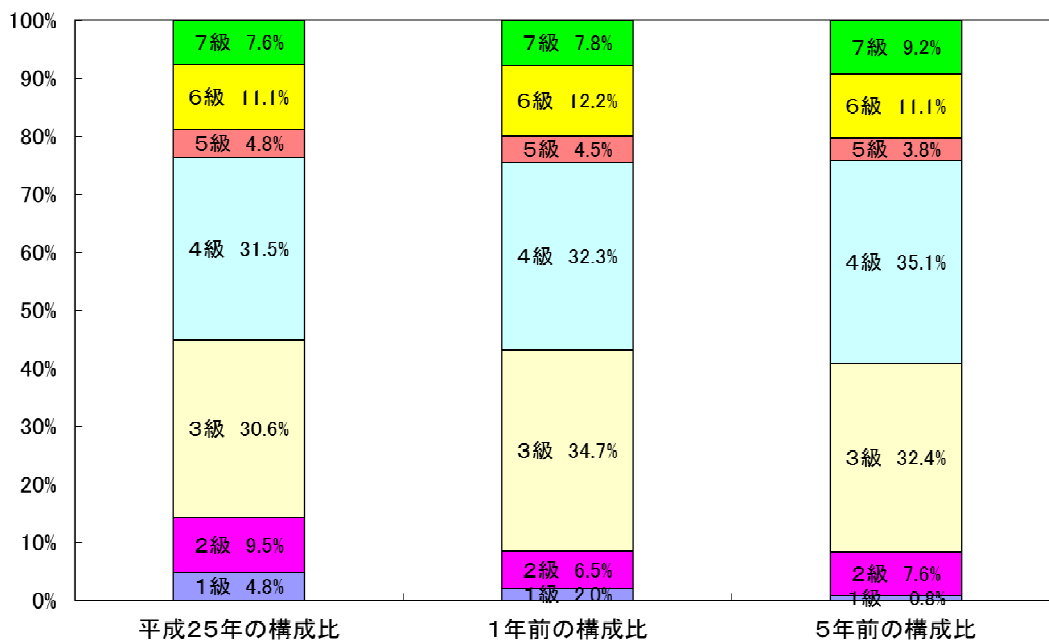
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成26年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事補、技師補	16人	6.3%	135,600円	243,700円
2級	主事、技師	21人	8.3%	185,800円	307,800円
3級	主査、主任	75人	29.6%	222,900円	354,700円
4級	課長補佐、係長	80人	31.6%	261,900円	403,300円
5級	所長、館長	7人	2.8%	289,200円	424,000円
6級	課長	35人	13.8%	320,600円	448,600円
7級	部長、副部長	19人	7.5%	366,200円	468,200円

(注)1 京田辺市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注)平成18年に8級制から7級制に変更している。(旧給料表の3級及び4級をそれぞれ統合)

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

人事評価における能力評価（評価期間：平成24年10月1日～平成25年9月30日）の評価結果を基にした勤務成績を平成26年1月1日の昇給へ反映している。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

京 田 辺 市	京 都 府	国
1人当たり平均支給額(平成25年度) 1,412 千円	1人当たり平均支給額(平成25年度) 1,599 千円	—
(平成25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(平成25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(平成25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10%、20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10%～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)

人事評価における業績評価(評価期間：平成24年10月1日～平成25年3月31日)の評価結果を基にした勤務実績を平成25年6月の勤勉手当へ、同じく業績評価(評価期間：平成25年4月1日～9月30日)の評価結果を基にした勤務実績を平成25年12月の勤勉手当へそれぞれ反映している。

(2) 退職手当

京 田 辺 市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	23.03 月分	28.7875 月分	勤続20年	21.62 月分	27.0250 月分
勤続25年	32.83 月分	38.955 月分	勤続25年	30.82 月分	36.570 月分
勤続35年	46.55 月分	55.86 月分	勤続35年	43.70 月分	52.44 月分
最高限度額	55.86 月分	55.86 月分	最高限度額	52.44 月分	52.44 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特別措置(2～20%加算)			定年前早期退職特別措置(2～45%加算)		
1人当たり平均支給額 19,284千円					

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成25年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

支給実績(平成25年度決算)		122,981 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成25年度決算)		232,478 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
市 全 域	6 %	529 人	6 %
地域手当補正後ラスパイレス指数 (ラスパイレス指数)			100.3

(注) 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率)÷(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)

(4) 特殊勤務手当

(※22年4月1日から手当内容を見直すとともに、13種類から6種類へ削減している。)

支給実績（平成25年度決算）			52,546 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成25年度決算）			373,464 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成25年度）			27.0 %	
手当の種類（手当数）			6	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (25年度決算)	左記職員に対する 支給単価
市税事務従事手当	滞納整理・処分従事職員	滞納整理・処分業務	0 円	日額200円
感染症防疫作業従事手当	感染症防疫作業従事職員	感染症防疫作業業務	0 円	1回300円
	野犬等捕獲・死体処理作業従事職員	野犬等捕獲・死体処理業務	19,500 円	1回500円
じん芥収集・焼却、し尿処理従事手当	じん芥収集車運転業務従事職員	じん芥収集車運転業務	3,118,150 円	日額1,700円
	じん芥収集業務従事職員	じん芥収集業務	3,916,800 円	日額1,600円
	じん芥破砕業務従事職員	じん芥破砕業務	1,983,300 円	日額1,600円
	じん芥焼却業務従事職員	じん芥焼却業務	2,041,500 円	日額1,100円
	変則勤務じん芥焼却業務従事職員	変則勤務じん芥焼却業務	1,417,400 円	日額1,900円
	し尿処理業務従事職員	し尿処理業務	521,950 円	日額900円
行旅病人等収容従事手当	行旅病人、精神疾患者の収容又は護送従事職員	行旅病人、精神疾患者の収容又は護送業務	0 円	1回500円
	行旅死体の収容等業務従事職員	行旅死体の収容等業務	0 円	1回1,000円
消防業務従事手当	消防業務従事消防吏員	消防従事業務	33,757,000 円	日勤者…1日1,000円 交代勤務者…1当務3,000円
	救急救命士業務に従事する消防吏員	救急救命従事業務	2,462,280 円	日額510円
	消防業務従事消防吏員	火災等発生時出動業務	591,300 円	1回300円
		救急出動業務	2,437,800 円	1回200円
社会福祉業務従事手当	生活保護の現業を行うケースワーカーと査察指導員	生活保護業務	279,160 円	1日160円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（平成25年度決算）	234,642 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成25年度決算）	596 千円
支給実績（平成24年度決算）	242,613 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成24年度決算）	635 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（25年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成25年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成25年度決算)
扶養手当	配偶者月額 13,000円 その他各月額6,500円 (職員に配偶者がいない場合月額11,000円(1人目のみ)) 満16歳の年度当初～満22歳の年度末までの子 各月額 5,000円加算	同じ		64,308 千円	242,672 円
住居手当	①月額 2,000円(世帯主にあつては3,000円)を支給 ②家賃等を月額 12,000円以上支払っている職員に対して、家賃等の額に応じて、月額最高 27,000円を加算	異なる	国は①なし	39,057 千円	73,832 円
通勤手当	①交通機関利用者は、運賃等の額に応じ、6か月を超えない範囲内で、月の初日からその月以後の月の末日までの期間として規則定める期間の通勤に要する運賃等に相当する額を支給 ②自動車等交通用具使用者は、通勤距離(2～60km以上)に応じて、月額2,300円～24,500円を支給	同じ		35,183 千円	79,600 円
管理職手当	月額 部長 45,000円 副部長 40,000円 課長 38,000円 指導主幹 32,000円 所長 30,000円 統括主幹 23,000円	異なる		39,429 千円	428,576 円
休日勤務手当	祝日法による休日及び年末年始等において勤務した場合	同じ		44,724 千円	385,552 円

5 特別職の報酬等の状況（26年4月1日現在）

区分		給料月額等		
給料報酬	市長	875,000 円	(参考)類似団体における最高/最低額 1,000,000 円 / 440,000 円	
	副市長	730,000 円	830,000 円 / 375,000 円	
	議長	500,000 円	698,000 円 / 310,000 円	
	副議長	405,000 円	620,000 円 / 245,000 円	
	議員	375,000 円	560,000 円 / 222,000 円	
期末手当	市長 副市長	(平成25年度支給割合) (給料+地域手当+役職加算額((給料+地域手当)×15%))×3.90月分		
	議長 副議長 議員	(平成25年度支給割合) (報酬+役職加算額(報酬×15%))×2.95月分		
退職手当	市長	(算定方式) 給料月額×530/100×在職年数	(1期の手当額) 18,550,000円	(支給時期) 任期ごと
	副市長	給料月額×315/100×在職年数	9,198,000円	任期ごと

(注)1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

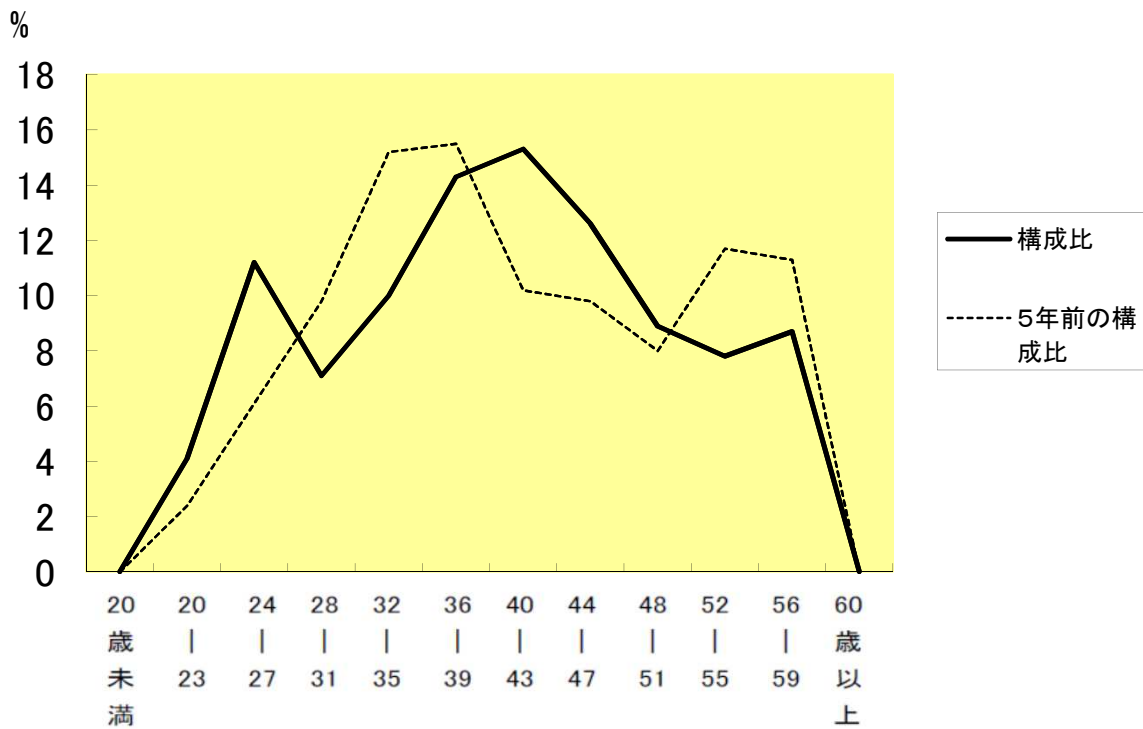
(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由
		平成25年	平成26年		
普通会計部門	議会	5	5	0	
	総務	80	80	0	
	税務	28	28	0	
	民生	97	98	1	保育所分園増設等業務充実
	衛生	63	65	2	清掃施設建替及び広域化検討に伴う業務充実
	労働	1	1	0	
	農林水産	13	13	0	
	商工	4	4	0	
	土木	43	43	0	
	計	334	337	3	<参考> 人口1万人当たり職員数 51.06 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 54.46 人)
	教育部門	89	86	△3	幼稚園退職者不補充等に伴う減
	消防部門	107	104	△3	退職者不補充に伴う減
	小計	530	527	△3	<参考> 人口1万人当たり職員数 81.03 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 73.53 人)
公営企業会計等部門	水道	29	28	△1	退職者不補充に伴う減
	下水道	12	12	0	
	国保	7	7	0	
	介護保険	11	13	2	地域包括支援センター拡大に伴う業務充実
	その他	0	1	1	派遣開始に伴う増
	小計	59	61	2	
合計		589	588	△1	<参考> 人口1万人当たり職員数 90.05 人

(注)1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成26年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	24人	66人	42人	59人	84人	90人	74人	52人	46人	51人	0人	588人

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員給与費比率 B/A	(参考) 24年度の総費用に占める職員給与費比率
25年度	千円 1,463,623	千円 4,221	千円 156,520	% 10.7	% 11.6

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
25年度	人 30	千円 119,907	千円 30,388	千円 49,159	千円 199,454	千円 6,648

(参考) 団体平均 一人当たり給与費
千円 6,123

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、26年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

なし

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（26年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
京田辺市	48.3 歳	367,781 円	554,038 円
団体平均	45.0 歳	342,822 円	509,358 円
事業者	— 歳	— 円	— 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

京田辺市		団体平均	
1人当たり平均支給額(25年度)		1人当たり平均支給額(25年度)	
1,639 千円		1,456 千円	
(25年度支給割合)		(25年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.60 月分	1.35 月分	2.60 月分	1.35 月分
(1.45)月分	(0.65)月分	(1.45)月分	(0.65)月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算 5~15%		・役職加算 5~20%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（26年4月1日現在）

京田辺市			団体平均		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	23.03 月分	28.7875 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	32.83 月分	38.955 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	46.55 月分	55.86 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	55.86 月分	55.86 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置(2~20%加算)			定年前早期退職特例措置(2~20%加算)		
1人当たり平均支給額 0 千円			1人当たり平均支給額 13,934 千円		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、25年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当

(26年4月1日現在)

支給実績(25年度決算)			7,841 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)			261,359 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
市 全 域	6 %	30 人	6 %

エ 特殊勤務手当(26年4月1日現在)

支給実績(25年度決算)		64 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)		6,400 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(25年度)		33.33 %		
手当の種類(手当数)		2		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(25年度決算)	左記職員に対する支給単価
滞納整理手当及び停水処分手当	滞納整理及び停水処分従事職員	滞納整理及び停水処分業務	0	1日200円
特異性手当	工務課職員	工務課従事業務	64,000	① 1回2,500円 (突発的工事等で午後10時以後翌日の午前5時前までの間の呼出しの場合) ② 1回1,500円 (突発的工事等で上記の時間以外の間の呼出しの場合)

オ 時間外勤務手当

支給実績(25年度決算)	10,360 千円
職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	357 千円
支給実績(24年度決算)	9,024 千円
職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)	361 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含まない。

カ その他の手当（26年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (25年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (25年度決算)
扶養手当	配偶者月額 13,000円 その他各月額6,500円 (職員に配偶者がいない場合月額11,000円(1人目のみ)) 満16歳の年度当初～満22歳の年度末までの子 各月額 5,000円加算	同じ		4,654 千円	258,528 円
住居手当	①月額 2,000円(世帯主にあつては3,000円)を支給 ②家賃等を月額 12,000円以上支払っている職員に対して、家賃等の額に応じて、月額最高 27,000円を加算	同じ		1,749 千円	58,300 円
通勤手当	①交通機関利用者は、運賃等の額に応じ、6か月を超えない範囲内で、月の初日からその月以後の月の末日までの期間として規則定める期間の通勤に要する運賃等に相当する額を支給 ②自動車等交通用具使用者は、通勤距離(2～60km以上)に応じて、月額2,300円～24,500円を支給	同じ		1,598 千円	61,469 円
管理職手当	月額 部長 45,000円 副部長 40,000円 課長 38,000円 指導主幹 32,000円 場長及び工務課に属する統括主幹 30,000円 統括主幹 23,000円		工務課に属する統括主幹について場長と同等の職務と認めて手当を同額としている	2,748 千円	458,000 円
休日勤務手当	祝日法による休日及び年末年始等において勤務した場合	同じ		1,375 千円	72,355 円